

制度情報—2026年2月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

商業秘密保護規定

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国家市場監督管理総局令第126号

(公布日) 2026年2月28日

(施行日) 2026年6月1日

1. 主なポイント

- (1) 本新规定で、市場監督管理部門が商業秘密侵害事件に対する行政調査権と処罰権を有することを明確化。(第3、19、23、24条等)
- (2) 企業による商業秘密保護管理体制の整備の奨励、ブロックチェーン新技術による商業秘密の認証・証拠保存を追加。(第4条)
- (3) 「相応の秘密保持措置」の認定基準を具体化し、企業のコンプライアンス基準を引き上げ。合理的な秘密保持措置(物理的隔離、権限管理、秘密保持契約等)の内容を具体化。(第9条)
- (4) 「侵害の疑い」の原則を定め、権利者の立証責任を軽減。権利者が相手方に接触機会があったことや相手方の使用情報が権利者情報と実質的に同一であることを証明することができ、かつ相手方が独自開発や合法取得を証明できない場合、行政執行部門は侵害行為を認定できる。(第20条)
- (5) 罰金上限額を500万元に引き上げ、侵害者の違反コストを増加。(第24条)
- (6) 域外管轄権を付与し、国外での国内事業者の商業秘密侵害行為についても、不正競争防止法に基づき規制する。(第30条)

2. 今後の留意点

商業秘密保護は企業が頻繁に直面する課題の一つで、対応の難易度が高い問題でもある。本規定により商業秘密保護制度の細分化と同時に、権利者が商業秘密を有すること及び商業秘密が侵害されたことを立証する義務もより明確化され、実務対応にはより高度な専門性と難易度が伴うため、専門家の支援のもとで対象を絞った準備と対応を進める必要がある。(全文計31条)

国家市場監督管理総局と商務部による越境電子商取引小売に
おける輸入食品リコールの監督管理の更なる強化に関する公告

(発令元) 国家市場監督管理総局、商務部

(法令番号) 国家市場監督管理総局2026年第1号

(公布日) 2026年2月13日

1. 主なポイント

- (1) 越境 EC 小売で輸入食品を扱う事業者（国内・海外事業者を問わず）は、輸入食品の安全に関する主体责任を負うと共に中国国内の一食品生産経営企業（受託企業）にリコール業務を専門的に委託し、同時に受託企業の情報を越境 EC プラットフォーム（天猫国際、京東国際等）に報告し、プラットフォームが監督管理部門に届出をする必要がある。（第 1 条）
- (2) 輸入食品を扱う越境 EC 事業者、委託企業及びプラットフォームがリコール関連義務を履行しない場合、市場監督管理部門は販売停止命令・罰金処分を科す可能性があり、不適合企業を信用管理対象に指定すると共に、税務等のその他政府部門と情報共有する。（第 4 条）

2. 今後の留意点

本規定は従来の越境 EC 輸入食品での「問題発生時の責任所在不明・リコール実施困難」という課題の解決を目的としている。これは外資企業（売手海外越境 EC 事業者）にとってコンプライアンス要件強化のみならず、運営モデルの重大な調整を意味する。関係各社は本規則に基づきコンプライアンス対応を遅滞なく調整し、同時に中国国内のパートナー（販売代理店等）との契約に「食品リコール委託条項」が確実に含まれるか否かを確認する必要がある。（全文計 4 条）

自動車データ越境移転セキュリティガイドライン（2026 年版）

（発令元）工業情報化部、国家インターネット情報弁公室、
国家発展改革委員会、国家データ局、公安部、
自然資源部、交通運輸部、市場監督管理総局
（法令番号）工信部聯網安〔2026〕27 号
（公布日）2026 年 2 月 12 日

1. 主なポイント

- (1) 本ガイドラインの適用範囲、自動車データ及び自動車データ処理者の概念、並びにデータの越境移転に該当する行為を定義した。（第 1 条第 1、2 項）
- (2) 異なるデータ越境移転方式に適用される具体的状況を定義。例として、データ越境移転行為 9 種類は申告が完全に免除される（評価不要、契約締結・届出不要、個人情報越境移転情報認証不要）ことを明確化し、企業内部で記録・保管を行うのみでよい。これは外資系自動車メーカーの日常業務、人事管理、アフターサービス的大幅な効率向上、コンプライアンスコスト削減に繋がる。（第 1 条第 3 項）
- (3) 異なる場面（研究開発・設計、生産製造、自動運転、ソフトウェア更新サービス、ネットワーク接続運転）での「重要データ」の判定基準を細分化。例えば中国国内で稼働する 10 万台以上の車両に関連するデータ（車両充電状態監視データ等）は「重要データ」に該当する。（第 2 条）
- (4) 自動車データの越境移転に対し具体的な安全保護要件を提示。例えば、全データ越境移転の記録・操作ログに改ざん防止措置を施し、少なくとも 3 年間保存しなければならない。（第 4 条第 3 項）

2. 今後の留意点

本ガイドラインは外資系自動車メーカーに対し、自動車データの越境移転に関する明確なコンプライアンス指針を提供している。各日系企業は、新規制が自動車データ（自動運転訓練データ等）の越境移転に求める新たな要件を正確に理解し、速やかに自社評価・点検を実施し、同時に関連する自動車データの「定量化」モニタリングと「重要データ」の識別を正確かつ徹底的に進める必要がある。（全文計4条）

交通運輸部による「道路運輸従事者管理規定」の改正に関する決定

（発令元）交通運輸部

（法令番号）交通運輸部令 2026 年第 4 号

（公布日）2026 年 2 月 13 日

（施行日）2026 年 3 月 20 日

1. 主なポイント

- (1) 営業道路旅客・貨物運送運転者、道路危険物運送従事者、自動車運転教習指導員等の重要職種の年齢上限を、従来の「60 歳を超えないこと」から統一して「63 歳を超えないこと」に調整。企業は 60～63 歳の経験豊富な運転者や指導員を合法的に再雇用または継続雇用することができる。（第 9、10、11、12、14、32 条）
- (2) 第 50 条中の「行政処分」を「処分」に修正し、現行法の表現と整合を取った。（第 50 条）

2. 今後の留意点

本改正は、高齢化や労働力不足に積極的に対応する措置で、外資企業において一定程度「人手不足」を緩和し、人員交代コストを軽減する一方、健康管理とリスク管理要求が高まる。各企業は新規制が高齢ドライバーの健康状態、商業保険の無料条項、保険料上昇、並びに就業年齢引上げが定年延長後の労働契約終了に与える影響に留意し、事前に検討案を策定する必要がある。（全文計 53 条）

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

王氏は 2022 年 4 月 11 日に北京の A 社に入社し、ディレクターとして勤務した。在職中、双方には勤怠管理、業績給、時間外労働認定等の問題で度々意見の相違があった。2024 年 8 月 16 日、王氏の度重なる無断欠勤や重大な規律違反を理由に、A 社は労働関係解除協議を行った。

王氏は、A 社の解雇は違法であり、在職中複数の労働権益侵害があったとして労働仲裁を申し立て、11 項目の請求を行った。その後、仲裁結果を不服とし裁判所に提訴し、違法解雇による損害賠償金、未払い賃金、未消化年次有給休暇賃金、精神的損害賠償、法定休日時間外労働手当、時間外労働手当等計 13 項を請求した。

2. 紛争の焦点

仲裁段階で提起していない時間外労働手当の請求について、第一審裁判所は審理を拒否できるか。

3. 弁護士分析

通常、裁判所は仲裁段階を経ていない請求を審理しない。具体的な分析は以下の通りである。

(1) 『労働法』第79条及び『労働紛争調停仲裁法』第5条の規定に基づき、労働紛争事件では、まず当事者が労働仲裁委員会に仲裁を申し立て、裁決に不服がある場合に限り裁判所に提訴することができる。労働仲裁手続きを経ずに直接裁判所に提訴した場合、人民法院は受理しない旨の裁定を下し、既に受理した場合は訴えを却下する。

(2) 本件の労働仲裁段階において、王氏はA社に対し「2023年8月17日から2024年8月16日までの時間外労働手当、法定休日における時間外労働手当」の支払いを請求したが、第一審段階で当該期間を「2022年4月11日から2024年8月16日」に変更した。

王氏は仲裁段階で「2022年4月11日から2023年8月16日」までの時間外労働手当及び法定休日労働手当の請求を主張しておらず、また異なる期間の時間外労働手当は同性質とはいえ、これは独立した分割可能な請求である。

したがって仲裁段階で主張がなかった請求は、第一審で審理しないことができる。

4. 事件の裁判結果

第一審、第二審のいずれも「2022年4月11日から2023年8月16日」までの時間外労働および法定休日出勤に対する賃金請求を棄却した。

5. 今後の留意点

労働紛争事件については、通常「仲裁前置」の原則に従い、仲裁手続きを経ない限り裁判所は受理や審理を行わない。この規則を適切に活用すれば、企業は抗弁を強化し負担を軽減できる。ただし、「仲裁前置」を経ていない全ての労働紛争事件や請求が必ずしも受理拒否や訴え却下となるわけではないという点に留意しなければならない。

『労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する最高人民法院の解釈（一）』第14条は、「人民法院が労働紛争事件を受理した後、当事者が訴訟の請求を追加する場合、当該請求が係争中の労働紛争と不可分である場合は併合審理とし、独立した労働紛争に属する場合は当事者に労働紛争仲裁機関への仲裁申し立てを告知しなければならない」と定めている。

追加で訴訟の請求（仲裁手続きを経ない）があった場合、裁判所が併合審理するかどうかは、それが仲裁事項と「不可分」であるどうかにかかっている。「不可分」とは、訴訟の追加請求が元の仲裁紛争と同一の事実または法的関係に基づき、相互に内在的関連性を持ち、併合審理が紛争の全面的な解決に資することを指す。追加請求が「不可分」であるか否かの判断には、一定の法律専門知識と司法実務経験が求められ、事件の具体的状況を総合的に見極める必要がある。